

平成30年 3月 2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

8番	三 宮 十五郎	9番	早 川 公 二
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 邊 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文	福 祉 課 長	山 下 正 巳

児童課長	大木弘己	総合福祉センター所長兼 十四山総合福祉センター所長	村瀬修
商工観光課長	大河内博	土木課長	伊藤仁史
下水道課長	小笠原己喜雄	生涯学習課長兼 十四山スポーツセンター館長	安井文雄
図書館長	山田淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石田裕幸 書記 土方康寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第1号 海部南部消防組規約の変更について
- 日程第6 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 新市基本計画の変更について
- 日程第14 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部改正について

- 日程第20 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第29 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第35 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第37 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第38 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第39 議案第35号 市道の認定について
- 日程第40 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成30年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月22日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの21日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び同条第8項の規定により、弥富市長から弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（武田正樹君） 日程第4、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手

元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 海部南部消防組合理約の変更について

○議長（武田正樹君） 続きまして、日程第5、議案第1号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成30年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第1号海部南部消防組合理約の変更につきましては、海部南部消防組合において共同処理する事務に、火薬類取締法に基づく事務等を追加するため、海部南部消防組合理約を変更することについて協議をするため必要があるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案第1号海部南部消防組合理約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、海部南部消防組合理約の一部を変更する規約のあらましをごらんください。

1. 海部南部消防組合において共同処理する事務に、火薬類取締法に基づく事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を追加することとした。

2. この規約は、平成30年4月1日から施行することとした。

これは、地方分権一括法による愛知県からの権限移譲による事務でございますが、専門的な知識などが必要であるため海部南部消防組合にて共同処理する事務に追加するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号を原案のとおりを決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算

日程第7 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第8 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第12 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（武田正樹君） この際、日程第6、議案第2号から日程第12、議案第8号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に平成30年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日ここに、平成30年第1回弥富市議会定例会の開催に際し、市政運営に臨む私の所信と平成30年度予算案につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様に御理解、御賛同を賜りますようお願いをいたします。

初めに、本年は、明治維新から150年の節目の年を迎える意義深い年であり、地方自治の意義と重要性を再認識し、これまでの取り組みの成果を礎に、初心を忘れることなく精進してまいります。

私は、11年にわたり市政のかじ取りを担わせていただいております。本年度は任期3期目の最終年度になります。第1次総合計画の将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と

都市が調和する元気交流空間」の実現を目指し、調和、安全、交流、協働をキーワードに、市民の皆様、議員の皆様とともにまちづくりに邁進してまいりました。

現在、我が国は、少子・高齢化という危機に面していますが、一億総活躍社会をつくり上げることができれば、明るい将来があり、そのために市政の一層の発展と地方自治の伸展に期するとともに、本市のさらなる安全・安心なまちづくりに全力を尽くし、将来へ着実に歩みを進めていこうと決意を新たにしております。

さて、経済情勢は、企業部門で生産が増加する一方、家計部門も雇用環境の改善が続く中、個人消費も緩やかな回復基調を維持しており、景気は緩やかに回復しています。また、アメリカ・トランプ政権の減税実現で経済は堅調維持となり、中国経済も堅調な成長が見込まれ、さらにアジア新興国も経済は持ち直しています。我が国の経済は、国際関係の緊張や自然災害による一時的な影響はあると考えますが、緩やかで安定した景気拡張局面となることを期待するものであります。

世界平和の緊張を高める北の脅威と核保有国の動きを鑑みますと、平和国家日本を維持していくためには、憲法第9条の改憲はあってはならないと考えており、平和首長会議を初めとする各方面へアピールしていきたいと思っております。

また、人口は、これまで例のない急激な減少に向かっており、少子化と高齢化が同時に進行する極めて難しい対応を迫られており、医療、介護、福祉、年金、子育てを初めとする社会保障の持続可能な制度の確立や、地域の活力と人口減少の抑制を目指す地方創生総合戦略は、まさに最重要な施策であります。

本市といたしましては、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加及び公共施設の維持管理に伴う経費の増加が大きく、また新庁舎建設事業、JR名鉄弥富駅整備事業等大型プロジェクトを実施していくため、財政環境の先行きは極めて厳しい状況であり、行政運営は所得の再配分から負担をお願いする時代へと変わり、これまでどおりに公共サービスを提供することが難しくなりつつあります。

こうした状況を踏まえ、本年度は、行政の構造改革2年目として財政面の改革に主眼を置き、国民健康保険税の見直し、介護保険料の見直し、公共施設の使用料の見直し、公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直しに伴う公共施設再配置計画の策定、公共施設個別施設計画策定等、さまざまな改革に引き続き着手してまいりますとともに、働き方改革、男女協働参画などの重要課題についても適切な対応をしてまいります。この現状を市民の皆様、議員の皆様にご理解をお願いし、あわせて各種施策に御協力賜りますようお願いを申し上げます。

平成30年度の基本方針について申し上げます。本年度の市政運営に当たっての重要な視点として、引き続き次の3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、もっと災害に強いまちづくりであります。

誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりは、行政での災害対策はもちろんのこと、市民や地域、企業、行政が手を取り合って災害に強いまちづくりに取り組まなければなりません。また、熊本地震の教訓を生かすため、災害時の防災ボランティアセンターとの協力体制及び受援力（援助や支援を受ける力）を高める取り組みの強化も重要となっており、災害は、いつ起きてもおかしくありません。日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、一人一人が防災に取り組む意識を高めていただき、自助・共助・公助によるみんなで作る安心・安全に暮らせる災害に強いまちの実現を目指していくために、引き続き重点課題とし取り組んでまいります。

2点目は、もっと人に優しく健やかなまちづくりであります。

安心して子供を産み育てられる環境をつくるため、結婚、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない各種事業を展開し、支援してまいります。平成28年10月に健康都市宣言を行い、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりの実現を目指し、健康に関する事業を展開してまいります。

3点目は、もっと豊かで活力あるまちづくりであります。

本市の持つ地域特性や資源を最大限に生かし、安全性・快適性などの住みよさ、文化・自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど本市の魅力を発信する取り組みに力を注ぎ、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きましては、本年度の重点施策について、3つの重要な視点に基づく6つの政策目標に沿って申し上げます。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

最初に、土地利用について申し上げます。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転計画に伴い、これを南部地域活性化のチャンスと捉え、駒野地区約87.5ヘクタールを市街化区域へ編入いたします。

次に、道路網の整備の取り組みについて申し上げます。交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市民の安全性・利便性の向上を図るため、引き続き都市計画道路名古屋第3環状線、主要地方道弥富名古屋線を初め、道路整備促進について関係機関へ積極的に要望してまいります。また、中央幹線道路及び都市計画道路穂波通線を初め、市道の整備を計画的、効率的に促進し、円滑な交通処理に努めてまいります。

道路の老朽化対策につきましては、橋梁の点検を計画的に実施するとともに、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などに基づき計画的に修繕を実施し、道路の適正な管理を図ってまいります。

続きまして、鉄道駅及び周辺環境の充実について申し上げます。

J R・名鉄弥富駅周辺においては、J R・名鉄線で分断された南北の連絡を確保し、駅のバリアフリー化を進め、安全性・利便性を向上させるため、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備について、平成34年度末供用を目標に進めてまいります。本年度も引き続き、事業実施に向け鉄道事業者との協議及び調査・設計を実施してまいります。

次に、港湾地域の整備促進につきまして、親しまれるみなとづくりとして、鍋田埠頭東側が新たな魚釣り施設としての選定の運びとなりましたが、事業着手がまだですので、引き続き、この事業が早期に実現されるよう関係団体に要望してまいります。

政策目標 2. 快適で安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

新庁舎は、防災拠点として、また市民の皆様が安全で快適に利用できる市役所本庁舎として、昨年度工事発注をし、旧庁舎の解体工事に着手しております。本年度は、解体工事を終え、地盤改良工事、庁舎の基礎工事などに着手してまいります。平成32年1月末の完成を目指し、事業を進めてまいります。工事期間中は、来庁者の皆様や近隣住民の皆様には大変な御不便・御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、防災・減災の取り組みといたしましては、平成28年度より開催をしております防災ワークショップを充実させるため、計画的にテーマを決めて実施し、自主防災会、自治会、民生児童委員、消防団、学校、保育所など関係機関を中心とした市民の皆様と自助・共助・公助の役割、連携を一層深めてまいります。また、市地域防災計画と連動したBCP（業務継続計画）を作成してまいります。

避難場所の確保として、学校、保育所などの屋上整備を行っており、新たに今年度は桜保育所の屋上整備を行い、あわせて民間施設等の避難場所確保に引き続き取り組んでまいります。

防犯カメラの設置につきましては、引き続き設置を拡大するとともに、自治会への防犯カメラ設置補助を継続して実施してまいります。あわせて、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。また、交通死亡事故の根絶を目指し、高齢者向けの交通安全教室や警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと、交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道事業につきましては、汚水適正処理構想に基づき市街化地域及び人口集中地域を重点的な整備区域とし、効率的な公共下水道整備とコスト縮減の取り組みを進めることとします。今後も供用区域を拡大し、普及率の向上を図るとともに、接続促進に努め、健全な事業運営に取り組んでまいります。

次に、環境衛生に関する取り組みについて申し上げます。

市営火葬場施設の老朽化問題に対応するため、昨年度におきましては新火葬場建設のための基本構想を策定いたしました。本年度は、この基本構想に基づいて基本設計を策定し、平成33年3月完成を目標に進めてまいります。

政策目標3. 健やかで優しいまちづくりであります。

最初に、健康づくり・医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

健康都市宣言のもと健康長寿を目指し、市民の皆様一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、互いに支え合いながら地域社会全体で健康づくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、昨年立ち上げました健康づくり推進協議会では、体操を中心とした健康づくりを推進していこうと方針がまとまりました。市民、地域、行政が一体となり、生涯健康なまちづくり、健康都市の実現を目指していこうと考えております。

胃がん検診事業においては、従来のがん検診に加え、胃がんの原因の一つであるピロリ菌検査と胃の萎縮検査を組み合わせた胃がんリスク検査を集団検診で実施してまいります。また、予防接種による効果的な疾病予防や、新たに産婦健診を実施し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援のための相談・支援体制の確立に努めてまいります。

次に、医療体制の充実につきましては、地域の基幹病院である海南病院は、最新鋭の医療機器や設備により質の高い安全な医療の提供と、救急救命センター、災害拠点病院、がん診療連携拠点病院などの指定を受け、地域の医療機関との連携のもと、よりよい医療提供体制が構築されつつあり、引き続き行政支援を行ってまいります。

次に、子育て支援の取り組みについて申し上げます。

子育て世代の支援につきましては、急な用事や育児疲れのリフレッシュのために就学前の児童を一時的にお預かりする一時保育事業は、対象児童を生後8カ月から生後6カ月に引き下げ、対象者を拡大してまいります。放課後児童クラブにつきましては、利用者数が年々増加傾向にありますので、平成30年4月から児童クラブの定員をふやし、充実を図ってまいります。保育所給食業務につきましては、給食調理業務の民間委託を平成28年10月から栄南保育所で行っており、ひので保育所を新たに加えるとともに、良質な給食物資を安定的に供給が受けられるようにするため、給食用物資納入業者登録制度を設け、食の安心・安全への取り組みをさらに進めてまいります。

次に、高齢者支援の取り組みについて申し上げます。

全ての高齢者の方が、住みなれたまちで健康で生きがいを持っていつまでも安心して暮らせるよう、地域包括ケアの実現に向けたまちづくりを目指してまいります。高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしましては、引き続き予防教室やふれあいサロンの実施、認知症サポーター養成講座を各地区で開催してまいります。また、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームにより、自立支援のサポート

を行います。

さらに、本年度から第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、高齢化がピークを迎える平成37年度を見据えて、きめ細かなサービスの提供ができるよう体制整備を位置づけるとともに、介護保険制度の計画的かつ円滑な運用に努めてまいります。

次に、障がい者支援につきましては、障害者総合支援法における基本方針に則して定めることとした本年度から平成32年度までの3カ年の第5期障がい福祉計画を策定するとともに、新たに障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、第1期障がい児福祉計画を策定し、地域のあらゆる住民がお互いに認め合い、住みなれた地域でともに支え合いながら安心して暮らしていくことができるまちづくりの実現に向けた取り組み等を計画的に推進してまいりたいと考えております。

その施策の一つとして、障がいのある方が地域の中で自立した生活ができるよう障がい者向けグループホームの早期建設の実現に向け、事業者を積極的に支援してまいります。さらに、権利擁護の観点から障がい者や高齢者の権利を守るための成年後見制度の周知と後見センター等の設置に向けて努力してまいりたいと考えております。また、総合福祉センター利用者の利便性の向上を図るため、駐車場の拡張整備事業に伴う用地買収を進めてまいります。

続きまして、国民健康保険事業につきましては、被用者保険に属さない全ての人が加入する医療保険制度として、市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしておりますが、高額薬剤等による医療費の増加に伴い、国民健康保険を取り巻く状況は大変厳しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。国民健康保険財政を安定させ、国民皆保険制度を将来にわたり守り続けるために、平成27年5月に設立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法案により、本年4月から愛知県が財政運営の事業主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保において中心的な役割を担うとともに、市は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなりました。

当市においては、これまでの保険税の収納率の向上、医療費の適正化を図るためのレセプト点検の実施やジェネリック医薬品の普及促進、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に努めてまいりましたが、愛知県から示される納付金及び標準保険料率をもとに、国民健康保険税率の改定等も適切に対応していく必要があると考えております。また、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減を図るため、保険事業を実施してまいります。

政策目標4. 人が輝き文化が薫るまちづくりについて、教育、文化、スポーツ面から申し上げます。

教育といたしましては、次代を担う子供たちが豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長することのできる環境を整える必要があります。また、市民が生涯学習や文化・スポーツ活動を通じてさまざまな人と交流をする中で、生き方や暮らし方の質を高め、充実した毎日を過ごすことも大切となります。生涯にわたり楽しく学べ、多彩な市民文化が創造されるまちづくりを推進してまいります。

次に、学校教育につきましては、教職員の研修の充実とともに教育現場のサポートを行い、教職員の指導力や学校の経営力を向上させてまいります。また、校舎の大規模改修や食育の充実を図る給食の提供など教育環境の整備を図りながら、子供たちの確かな学力や豊かな心、健やかな体を基本とした総合的人間力の育成を目指してまいります。

教育委員会と相互連携を図る総合教育会議では、本市の目指す教育の基本となる弥富市教育大綱が策定され、その中で、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を大綱の目指す姿とし、あすの弥富を担う人材育成と特色ある文化のまちづくりを重点的に推進することを掲げております。引き続き、教育政策の方向性や課題を話し合い、家庭や地域、学校などと一体となって、本市教育の充実・発展を目指してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても、弥富市いじめ防止基本方針のもと、子供の人権を守ることを基本に、いじめの未然防止と早期発見する体制づくりを確立するとともに、重大事態の発生に備え、弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定し、関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

個別の施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を引き続き実施するとともに、本年度は、3中学校の普通教室にエアコンの設置工事に着手してまいります。

教職員の多忙化解消の支援といたしましては、中学校の部活指導員の配置促進事業を実施するなど、各種支援員、市雇用の講師等の人的支援、校務支援ソフトの充実を図ることで事務処理の負担軽減など、できる限りのサポートをしてまいります。また、児童の安全対策といたしましては、小学校の非常用シャッターの改修工事を実施してまいります。本市の学校規模は、地区的に格差が生じております。大規模校においては良好な教育環境の保全に努め、小規模校においては適正な配置となるよう、第2次総合計画の中に方向性を明記していきたいと考えております。

次に、生涯学習につきましては、市民が楽しみや生きがいを持って暮らすためには、身近に学んだり、文化やスポーツに親しんだりできる場があり、仲間がいることがとても大切であります。その意義は単に費用対効果で評価されるべきものではなく、コミュニティの醸成に寄与する有形・無形の財産として蓄積された真の豊かさとして認識すべきものと考えております。

次に、文化芸術の振興につきましては、昨年、服部擔風先生の書齋であった藍亭を森津の藤公園に移築いたしましたので、今後はこの藍亭を含めた森津の藤公園を市民のふれあいの場所として各種事業を展開してまいります。

続きまして、スポーツの振興につきましては、多様なスポーツニーズに対応できるスポーツ環境の充実や施設の有効利用を推進し、健康の維持・増進と市民相互の交流を図るとともに、人の心を動かす力を持っているスポーツの魅力を伝えられるよう、振興を図ってまいります。本年度は、いこいの里芝生広場をサッカー競技のできる施設へと整備を進めてまいります。

次に、青少年健全育成につきましては、家庭における教育力の向上を目指し、悩みを持つ青少年や保護者への適切な対応に努めるとともに、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、保護者や児童・生徒への薬物乱用防止やネットトラブル対策に関する啓発活動を行うことや、地域の青少年健全育成活動関係者や教職員が参加して巡回活動などを実施してまいります。

政策目標5. 豊かで活力に満ちたまちづくりについて申し上げます。

最初に、本市の重要な産業である農業の取り組みにつきましては、効率的な営農に向け、担い手への農地集積、農地の適正な管理、集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。農業を取り巻く環境が大変厳しい中、今後ますます農業の体質強化が必要となってまいります。そのため、収益性の高い農産物の生産・販売・6次産業化への取り組みを引き続き支援して、地元でとれた安全・安心な農産物の地産・地消を推進してまいります。また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の協働活動を引き続き支援してまいります。

観光・レクリエーションの振興として、地場産業である金魚、三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市の観光推進を図ってまいります。4月には、桜の春まつりを初め、芝桜まつり、藤まつりを三花祭りとして、本市の観光事業として開催してまいります。また、地場産業である弥富金魚を使用したアートアクアリウム展示のこの秋開催を予定し、弥富金魚の魅力を市内外へPRしてまいります。

さらに企業立地推進につきましては、栄南地区や港湾地域において順調に企業誘致が進んでおり、立地企業においては企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇や、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置により、引き続き立地企業を支援してまいります。

本年2月6日には、国際戦略総合特区アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区の一翼をなす、川崎重工株式会社名古屋第一工場でボーイング777Xの初号機の納入式典が行われ、航空宇宙産業のさらなる発展が期待されるところであります。

また、市内中小企業の経営維持・安定化に向け、小規模企業等振興基金の保証料補助を行

い、引き続き支援してまいります。

続きまして、消費者対策の取り組みにつきましては、インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化により、消費生活に関するさまざまな問題が発生しております。消費生活の多様化が進む中で、消費者の安全と安心を確保することが重要となっております。これからも海部地域消費生活センターを中心として、海部地域の市町村と連携を組み、消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費生活相談体制の一層の充実に努めてまいります。

政策目標 6. ともにつくる自立したまちづくりについて申し上げます。

最初に、地域コミュニティ活動は、東日本大震災、熊本地震の発生などを背景に、自主的な防災活動や避難支援活動の重要性が一層注目され、ともに支え合い助け合いながら地域の課題をみずから解決していくことの重要性が再認識されるようになってきております。

将来にわたって、自立・持続可能な地域コミュニティ活動の促進が強く求められており、市民参画、市民協働をさらに促進する施策を進めていく必要があります。自治会、町内会や各コミュニティ推進協議会活動の支援に努めてまいりますとともに、自治会を初めとする地域コミュニティとの連携等のあり方を検討し、機能の強化を図っていくことが重要であると考えております。

次に、市民の皆様と行政との協働のまちづくりを目指し、平成31年度から平成40年度までの計画期間10年の第2次総合計画を昨年度、そして本年度の2カ年で、市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメント、愛知大学との連携協定による学生の政策提言等の意見を取り入れた計画を策定してまいります。

市民の皆様と行政との情報・意識の共有化においては、市広報紙、ホームページ、弥富市への手紙、御意見箱、ケーブルテレビやコミュニティFMなどを通じた広報・広聴活動を行い、市民の皆様へ情報提供や意見等の反映に努めてまいります。

次に、高度経済成長期や人口の増加に合わせて整備した公共施設等が、建設から相当年数経過し、大規模改修や更新が必要な時期を迎えつつあります。このため、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継ぐため、公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設再配置計画及び個別施設計画を本年度、そして来年度の2カ年にて策定してまいります。公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、持続可能な行財政運営の実現を目指すとともに、国土強靱化にも資するものと考えております。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、必要な施策を実施することで、将来にわたってまちの活力を維持し、市民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと感じ、また市外の皆様にも移り住みたいと思っただけのようなまちづくりを進めてまいります。

以上、本年度、平成30年度の重点施策について申し上げます。

続きまして、本年度の予算について申し上げます。

本年度の予算規模は、一般会計は178億2,000万円、前年度比14.2%増となりました。また、特別会計は6会計合わせて97億3,495万3,000円、前年度比5.8%減で、一般会計、特別会計の総額は275億5,495万3,000円、前年度比6.2%増となり、過去最大の予算規模となりました。

本市の財政状況は、景気の緩やかな回復による市税収入等の増加はあるものの、社会保障関連経費は年々増加し、老朽化している公共施設の維持改修、更新など多額の費用負担が見込まれます。一方、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されており、大変厳しい財政状況になっております。

こうした状況を踏まえて、全ての事務事業を精査し、優先順位をつけ、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向け、さらに市民の皆様の生活向上や本市のさらなる発展に向け、必要な各種施策を推進してまいります。

結びに、本市が目指す将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現と同時に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、我がまち弥富のさらなる発展のため全力で邁進してまいります。

以上、市政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。

市民の皆様、議員の皆様に市政運営に対する御理解と御協力及び一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げ、本年度、平成30年度に臨む私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 当初予算について御説明申し上げます。

議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を178億2,000万円、前年度対比14.2%の増、前年度を22億2,000万円上回り、過去最大の予算規模となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

市税収入につきましては、市民税は堅調な伸びがあるものの、固定資産税は評価がえにより減額となり、市税全体では前年度対比0.2%減の80億5,419万7,000円を見込み、歳入全体の45.2%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されることも考慮しながら、特別交付税と合わせて5億400万円を計上いたしました。国、県支出金につきましては、26億1,925万7,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として庁舎整備事業債29億2,070万円を初めとして、34億7,890万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2 款総務費につきましては、新庁舎建設事業、コミュニティバス運行事業など、46億4,051万4,000円を計上いたしました。

3 款民生費につきましては、子ども医療費助成事業、保育所等の環境改善のための工事費など少子化対策や、要支援者等の多様な介護予防・日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業など、きめ細やかな対応を図るため、62億6,517万3,000円を計上し、一般会計予算の35.2%を占めるものであります。

4 款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業・母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため、11億4,316万7,000円を計上いたしました。

6 款農林水産業費につきましては、生産調整推進対策支援事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など魅力ある農業を実現するために、10億2,774万2,000円を計上いたしました。

8 款土木費につきましては、道路改良事業や橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕等に重点的な配分をするとともに、J R・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計費など11億3,872万1,000円を計上いたしました。

9 款消防費におきましては、地震等の災害発生時における市の業務機能を維持するための業務継続計画策定事業や、津波高潮避難設備を整備する工事費など、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるため、7億8,416万8,000円を計上いたしました。

10 款教育費につきましては、学校施設長寿命化対策の調査費を初め、小中学校の環境改善のための工事費や、十四山スポーツセンター天井改修工事など、教育環境の充実を図るため、11億7,486万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成30年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、平成30年度は公共用地の先行取得の計画はありませんので、前年度と同様の1万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比14.3%減の42億3,500万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比7.3%増の5億4,871万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成30年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、前年度対比7.5%増の31億9,623万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、機能強化対策工事費などを計上し、前年度対比10.9%減の4億円を計上いたしました。

最後に、議案第8号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、北部地区において施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比6.7%減の13億5,500万円を計上いたしました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第9号 新市基本計画の変更について

日程第14 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第15 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第22 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第24 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

日程第25 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第26 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について

日程第27 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第29 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第30 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第31 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を

定める条例の一部改正について

- 日程第32 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第35 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第37 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第38 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第39 議案第35号 市道の認定について
- 日程第40 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） 次に、日程第13、議案第9号から日程第44、議案第40号まで、以上32件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案24件、予算関係議案5件、法定議決議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号新市基本計画の変更については、新市基本計画の中に、火葬場整備事業を追加するため必要があるものでございます。

次いで、議案第10号弥富市個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、

国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正については、再就職者による働きかけの規制対象として、再就職者が在籍していた執行機関の組織の職員に類する者を定めるため必要があるものであります。

次に、議案第14号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議案第15号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定については、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等を設置するため必要があるものであります。

次に、議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の税率を改定する等のため必要があるものであります。

次に、議案第20号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、学校教育法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について及び議案第23号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正については、障害の程度の変動により扶助料の額に変更があることを確認した場合に額の改定をする等のために必要があるものであります。

次に、議案第25号弥富市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正については、介護保険料の料率を改定する等のため必要があるものであります。

次に、議案第27号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービス等に関する諸記録の保存期間を変更するために必要があるものであります。

次に、議案第28号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、ごみ集積場に排出された一般廃棄物収集または運搬の禁止等について定めるため必要があるものであります。

次に、議案第30号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、建築基準法の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物に関する制限について定めるため必要があるものであります。

次に、議案第32号弥富市都市公園条例の一部改正については、都市公園法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市道路占用料条例の一部改正については、ガス事業法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号市道の廃止につきましては、道路事業等に伴い、関係路線を廃止する議案、議案第35号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により認定するものであります。

次に、議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するほか、国の補正予算の成立に伴う中学校普通教室空調機設置のための工事費等を計上するものであります。

次に、議案第37号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、国民健康保険支払準備基金積立金1億円を減額等するものであります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第39号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第40号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案第9号新市基本計画の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、新市基本計画の変更のあらましをごらんください。

1. 新市基本計画の中に、火葬場整備事業を追加することとした。

2. 財政計画について、内容を時点修正することとした。

なお、財政計画における数値のうち、平成27年度及び平成28年度に係るものについては、実績数値に置きかえることとした。

次に、議案第10号弥富市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

9枚はねていただきまして、弥富市個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害事実等が含まれる個人情報に要配慮個人情報として定義づけ、個人情報ファイルを保有するときに記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を届け出なければならないこととした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第11号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成並びに弥富市長の選挙におけるビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行し、最初にその期日を告示される選挙から適用することとした。

次に、議案第12号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改

正する条例のあらましをごらんください。

1. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を37万3,000円に、2号給の給料月額を42万1,000円にそれぞれ引き上げることとした。

2. 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

3. 特定任期付職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年4月1日から適用し、2については同年12月1日から適用することとした。

次に、議案第13号弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 再就職者による働きかけの規制対象として、再就職者が在職していた執行機関の組織の職員に類するものを定めることとした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第14号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。

2. 議会議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年12月1日から適用することとした。

次に、議案第15号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

4枚はねていただき、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引

き上げることとした。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年12月1日から適用することとした。

次に、議案第16号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

大変多くて申しわけございません。18枚はねていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 給料表の給料月額を平均0.2%引き上げることとし、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定とし、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定することとした。

2. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95に引き上げることとした。

3. 一般職の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の90に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の90に引き下げることとした。

4. 職員が水難、火災その他災害により、生死不明または所在不明となり休職された場合における給与について、その休職期間中の支給割合を100分の70以内にするができることとした。

5. その他必要な規定を整備することとした。

6. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3及び4については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年4月1日から適用し、2については同年12月1日から適用することとした。

次に、議案第17号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改定することとした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 議案第18号弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について御説明を申し上げます。

3枚めくっていただき、弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例のあらましをごらんください。

1. いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）の規定に基づき、法第14条第1項に規定する機関として弥富市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」といいます。）を、同条第3項に規定する附属機関として弥富市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」といいます。）を、法第30条第2項に規定する附属機関として弥富市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を置くこととした。

2. 連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることとし、専門委員会は、教育委員会の諮問に応じいじめの防止等のための対策等について調査審議等を行うこととし、調査委員会は、市長の諮問に応じ法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議等を行うこととした。

3. 連絡協議会は委員20人以内で、専門委員会及び調査委員会は委員5人以内で組織することとした。

4. 連絡協議会委員及び専門委員会委員は、教育委員会が必要と認める者等のうちから教育委員会が委嘱することとし、調査委員会委員は、市長が必要と認める者等のうちから市長が委嘱することとし、それぞれの任期は1年とすることとした。

5. その他連絡協議会等の組織及び運営に関する事項を定めることとした。

6. 専門委員会委員及び調査委員会委員には、日額5,000円の報酬を支給することとした。

7. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案の説明をさせていただきます。

議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金に充てることのできるようにすることとした。

2. 基礎課税額に係る所得割額を「100分の5.1」から「100分の5.4」に、資産割額を「100分の17」から「100分の16」に、均等割額を「2万1,000円」から「2万3,000円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額を「100分の1.8」から「100分の1.9」に、資産割額を「100分の3」から「100分の2」に、介護納付金課税額に係る資産割額を「100分の3」から「100分の2」に、均等割額を「7,000円」から「8,000円」に改定することとした。

3. 上記2の税率改定に伴い、基礎課税額に係る均等割軽減額を7割軽減対象者は「1万

4,700円」から「1万6,100円」に、5割軽減対象者は「1万500円」から「1万1,500円」に、2割軽減対象者は「4,200円」から「4,600円」に、介護納付金課税額に係る均等割軽減額を7割軽減対象者は「4,900円」から「5,600円」に、5割軽減対象者は「3,500円」から「4,000円」に、2割軽減対象者は「1,400円」から「1,600円」に改定することとした。

4. 納期限ごとの分割金額の100円未満の端数は、全て最初の納期限に係る分割金額に合算することとした。

5. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

6. 平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとした。

次に、議案第20号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業の実施に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるために基金を処分することができることとした。

2. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第21号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市児童クラブ施設条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 学校教育法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第22号弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

6枚はねていただきまして、弥富市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けるものが、当該住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者として認定を受けるための申請を行う場合に、当該認定を受けるまでの間、受給資格者の適用除外から除くこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第23号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の

あらましをごらんください。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者を被保険者に加えることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第24号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 障害の程度の変動により扶助料の額に変更があることを確認した場合は、当該扶助料の額を改定することができることとした。

2. 介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第25号弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 平成30年度から国民健康保険の事業運営を都道府県と市町村が共同運営することに伴い、「国民健康保険運営協議会」を「弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称変更することとした。

2. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 平成30年度から平成32年度までの介護保険料の年額を次のとおり改めることとした。

所得段階は12段階、基準額は第5段階でございまして、基準年額を6万6,400円とした。

第1段階の負担割合0.35、年額保険料23,200円から、第12段階の負担割合2.10、年額保険料13万9,400円までとした。

2. 介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の段階の判定に関する基準について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除することとした。

3. 介護保険料第1段階（所得段階）について、保険料基準額に対する負担割合を0.3から0.35へ0.05引き上げることとした。その上で、低所得者保険料軽減負担金制度を利用し0.35から0.30へ0.05引き下げることとした。

4. 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第1号保険料の基準所得金額を変更すること

とした。

第7段階と第8段階を区分する基準所得金額は「190万円」を「200万円」に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額は「290万円」を「300万円」とした。

5. 正当な理由なしに法第202条第1項の質問検査に応じなかった場合の過料の対象者を「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」から「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改めることとした。

6. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

次に、議案第27号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する諸記録の保存期間を「2年間」から「5年間」に変更することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第28号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 主任介護支援専門員について、主任介護支援専門員研修の修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限ることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 市及び市長より委託を受けた者以外の者は、ごみ集積場に排出された一般廃棄物を収集し、または運搬してはならないことなどを定めることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 議案第30号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

6枚はねていただきまして、弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. 既存工場等に係る面積の算定方法を定めることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第31号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを御説明いたします。

5枚はねていただきまして、弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例のあらましをごらんください。

1. 建築基準法第68条の2第1項に規定する地区計画等の区域内における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めることとした。

2. この条例は、地区計画等において地区整備計画等が定められている区域のうち別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用することとした。

3. 対象区域内においては、別表第2欄の計画地区（地区整備計画等において区分された地区をいう。以下同じ。）の区分に応じ、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度の適合した建築物を建築することができることとした。

4. 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合及び建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合において、その敷地の過半が属する計画区域に係る規定を適用することとした。

5. 一の敷地とみなすこと等による1または2以上の建築物の取り扱いを定めることとした。

6. 既存の建築物に対する制限の緩和を定めることとした。

7. 公益上必要な建築物の特例を定めることとした。

8. この条例は、平成30年4月3日から施行することとした。

続きまして、議案第32号弥富市都市公園条例の一部改正についてを御説明いたします。

4枚はねていただき、弥富市都市公園条例の一部を改正する条例のあらましをごらんくだ

さい。

1. 都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園施設の運動施設の敷地面積の基準に係る割合を100分の50と定めることとした。

2. 都市公園における行為の禁止の根拠を明確にすることとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第33号弥富市道路占用料条例の一部改正についてを御説明いたします。

3枚はねていただき、弥富市道路占用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. ガス事業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第34号市道の廃止についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。

道路事業等に伴い、表にございます2路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第35号市道の認定についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

住宅開発事業等に伴う路線再編成により、表にございます5路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 補正予算について御説明申し上げます。

議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,351万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を156億8,264万9,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な増額の内容といたしましては、市税1億850万円、学校施設整備事業債1億7,760万円、これは国の補正予算に伴うもので、中学校普通教室空調機設置工事、十四山西部小学校の防火シャッター取りかえ工事に対するもので、全額繰越明許で翌年度に繰り越すものでございます。

歳出予算の主な増額の内容といたしましては、全体的には、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するものであります。款ごとの費用につきましては、農林水産業費におきまして、県営特定農業用管水路特別対策事業負担金1,908万円、教育費におきまして十四山東部・西部小学校シャッター取りかえ工事請負費873万円、中学校空調機設置工事1億9,045万8,000円であります。

なお、これらは、国の補正予算に伴うもので、一部を除き全額繰越明許費で翌年度に繰り

越すものでありまして、あわせてこれらの事業の財源として、地方債の補正も計上するものでございます。その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第37号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億1,378万5,000円とするものであります。

歳入におきましては、一般被保険者国民健康保険税4,000万円、退職被保険者等国民健康保険税1,000万円の減額を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費5,000万円の増額、国民健康保険支払準備基金積立金1億円の減額であります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において、居宅介護サービス給付費6,108万1,000円の増額、施設介護サービス給付費9,010万5,000円の減額等を計上し、歳入歳出予算の総額を29億8,469万1,000円とするものであります。

次に、議案第39号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果で、歳入歳出予算の総額を4億2,361万8,000円とするものであります。

最後に、議案第40号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を13億5,879万8,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案32件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案32件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武田正樹

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二

